

平成25年(ワ)第38号 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件

原告 中島 孝 外799名

被告 国外1名

2013年7月16日

意見陳述書

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告(T-001): 中島 孝



1 原告を代表して意見陳述を行います。

福島第一原発事故により私たちがはっきりと認識したことは、原発は一旦事故を起こせば取り返しがつかないということです。収束宣言にもかかわらず、日々新たに重大な事態が、国民の前に起きてきています。

高濃度汚染水の度重なる漏洩、あと2年で満杯になると恐れられている増え続ける汚染水、使用済み核燃料プールの冷却系故障と、次々と事故が起きてきて、何とか放射能への不安を振り切って平常の生活を取り戻そうと頑張る地域住民は、その度に絶望的な思いにさせられ振り出しに戻ります。まさに原発事故は現在も進行中だということであります。

2 こういう収束には全く縁遠い状況の中、地域住民は様々な困難を抱えた生活を強いられております。避難指示区域の人たちは、思い出の詰った自宅がそこにあるのに、住むことができません。そして、宝物の我が家が朽ちていくのを、なすすべも無く見守ることを余儀なくされています。

地元産の農水産品を食べることを極力避ける人は多く、同一家族の中でさえ、何を食べるか食べないかで意見が合わずに、微妙な家庭内断絶を味わっています。また、放射能の高い山間部から取水する地域では、その水道水を恐れペットボトルの水でご飯をつくる親も多いのです。

子どもの健康被害をおそれ、遠方まで避難した人たちの困難もまた深刻です。家族が分かれて生活することによる出費の増加や、収入の減少による生活苦をほとんどの人が訴えています。中には、夫が仕事の関係で地元を離れられず、避難生活が長引くにつれ夫婦間の深刻な不和に悩む人もいます。

国と東電は、避難指示区域を除けばあとは全部「自主的避難」だとして、避難生活にかかった費用の支払い請求もまったく拒否し、子どもの健康被害

を心配して、病院で受けた尿検査や血液検査などの費用負担も拒否しています。被害者は、放置され続けているのです。

衆議院議員会館で行った国と東電との交渉の席上、茨城から沖縄に避難しているある女性が、子どもの健康検査の結果、甲状腺の異常と尿の中にセシウム134、137が検出されたとの診断書を示して、検査費用の賠償を求めたところ、東電は「検出されたとしても健康に影響が出るかどうかはわからない。不安に思う気持ちが合理的と言えるかどうか」と答弁し、会場が騒然となりました。

放射能に追われるという恐怖を実体験した我々はみな、放射能を恐れています。怖がるなど言っても、それは無理なことです。ですから、慣れぬ土地での苦労がわかっても避難せざるを得なかったのです。

地元に残らざるを得なかった人だって、生活しつづけていくために、あえて不安を押し殺しているだけなのです。心の底にはいつも「本当にここに住んでいて大丈夫なのか」との思いが淀んでいます。我々の心の中にまで踏み込まれ、差別を受けなければならぬいわれはありません。まして心の不安をめぐり家族同士、地域住民同士が対立する不幸など続いていいはずがありません。

- 3 福島第一原発事故の前にはこんな不安はありませんでした。かつてはあった平穏な生活は、原発事故によって奪われてしまったのです。

この苦しみは、しかし、私たち自身が原因で招いた結果ではありません。過去幾度も、大地震や大津波による過酷事故が指摘され、対策の必要が認識されていたにもかかわらず、東京電力は対策を怠り、一方では強力な規制権限を持ちながら、権限を行使して対策を取らせるということのなかった、国の無作為の結果引き起こされたものであります。

地域はまるごと破壊され分断され、家にも帰れず田畑も作れず、先の見えない深い苦しみをいったいどれだけ生み出したか。国と東電は、社会と環境に及ぼした被害の深刻さとそれをもたらした自らの責任を謙虚に認め、被害者の救済と環境の回復に全力で臨まなければなりません。そのことを満身の怒りを込めて訴えたいと思います。

- 4 放射能の危険におびえることのない平穏な環境で生活することは、我々の最も基本の権利であります。そうした状況のもとでこそ、学び、働き、家族をもち、幸福を追求できます。

南海・東南海大地震や大津波が遠くないと専門家が指摘する中、第二の福島が起きてしまうこと、我々が味わった痛みや苦しみを他の人びとにも体験させることは、あってはなりません。それはおそらくこの国の終わりを意味します。福島原発事故はそのために活かされなければなりません。

我々原告団は、原発事故で多くの人が困難に直面したが、日本人はそのことから確かな教訓を得て大きな前進を遂げたと、世界的に評価されるようでありたいと考えています。

そして、この裁判が「人類史に画期をなす大きな変化を作り出した」と後世に語り継がれる大義あるものにしなければならないと考えます。

困難から脱却して未来を造ろうと努力する人びとの背中を押し、勇気を鼓舞するような、そしてまた、人類史の画期となったと後世語り継がれるような、熱意と正義にあふれる裁判所のご判断を心からお願い申し上げまして、原告を代表しての陳述と致します。

以 上